

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和元年8月7日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

国民年金関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900093号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900007号

第1 結論

請求期間のうち、昭和46年11月から昭和48年9月までの期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和20年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和46年11月から昭和48年10月まで

請求期間はA市、B市及びC市に在住し、それぞれの市において、自分で転入手続及び国民年金に係る異動手続を行い、国民年金保険料は、B市及びC市においては集金人から印紙を購入して保険料を納付し、A市においては集金人から印紙を購入して納付したか、あるいは市役所で納付書により納付した。請求期間の保険料が未納となっていることには納得がいかないのので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、A市、B市及びC市において、自分で転入手続及び国民年金に係る異動手続を行っていたと主張しているところ、請求者に係るA市の国民年金被保険者名簿、B市の国民年金被保険者カード及びC市の国民年金被保険者名簿(いずれも、以下「名簿」という。)が作成されていることが確認でき、A市の名簿によると請求者が同市に転入した昭和46年10月の国民年金保険料は納付済みとなっていること及びC市は国民年金に係る異動手続が行われなければ名簿が作成されることはない旨回答していることなどから、請求者がそれぞれの住所地において住所変更に伴う国民年金に係る異動手続を行っていたことが推認できる。

また、請求者は、請求期間に係る国民年金保険料は、B市及びC市においては集金人から印紙を購入して保険料を納付し、A市においては集金人から印紙を購入して保険料を納付したか、あるいは市役所で納付書により保険料を納付したと主張しているところ、A市は、当時の取扱いは不明と回答しているものの、B市は、請求期間に請求者の住所地で集金人による国民年金保険料の徴収が毎月行われていたと思われる旨回答しており、C市は、請求期間において保険料は納付組合で納付書による納付と集金人による印紙納付が混在していた旨回答している。

さらに、請求者は、請求期間前後における多数回の転居に伴う国民年金に係る異動手続及び請求期間後の複数回の厚生年金保険被保険者資格の取得、喪失に伴う国民年金の資格取得、喪失の手続を適正に行い、国民年金に加入することとなる 20 歳から国民年金の被保険者資格を喪失することとなる 60 歳までの期間において、厚生年金保険被保険者期間であった 35 か月を除く 421 か月もの長期にわたり保険料を納付し請求期間以外に未納はないなど、請求者の保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

加えて、請求者がA市に居住していた期間について、前述のとおり、請求者に係る同市の名簿により、請求者が同市に転入した昭和 46 年 10 月の保険料は納付済みとなっていることが確認でき、同市において国民年金に係る異動手続を行った請求者が保険料を 1 か月分のみ納付し、その後の保険料を納付しないことは、上述の請求者の保険料の納付傾向を踏まえると不自然であるほか、請求者がB市に居住していた期間について、請求者は、請求者に係る同市の名簿に世帯主として名前が記載されている義父と同居し、同じ集金人に国民年金保険料を納付していたと陳述しているところ、オンライン記録により、当該義父は当該期間の保険料が納付済みであることが確認できる上、請求者がC市に居住していた期間について、請求者は、当該期間に同じ地域で同じ集金人に保険料を納付していた隣人夫婦の名前を挙げているところ、同市の名簿により、当該隣人夫婦はいずれも当該期間の保険料が納付済みであることが確認でき、当該隣人は、当該期間に請求者と同じ地域で同じ集金人に毎月国民年金保険料を納付していた記憶がある旨回答している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、請求者は、請求期間のうち昭和 46 年 11 月から昭和 48 年 9 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

一方、請求期間のうち昭和 48 年 10 月について、請求者に係るC市の名簿には同年 10 月 3 日に請求者が同市から転出した記載があり、改製原戸籍の附票には請求者の長男が同年 10 月 5 日に請求者の実家に住所を定めた記載があるほか、オンライン記録により同年 11 月 22 日に請求者がD県E市にある事業所で厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できるところ、請求者は、その頃、子供達を預けてD県F市に転居し、およそ 2 か月後にG市に転居してE市にあった事業所に就職したと陳述しており、同年 10 月は既にC市にはおらず、同月分の保険料は自分では納付していない旨陳述している。

そのほか、請求期間のうち昭和 48 年 10 月について、請求者が国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、ほかに請求者の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間のうち昭和 48 年 10 月の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (受) 第 1900094 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (厚) 第 1900032 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 29 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 53 年 1 月 26 日から同年 2 月 1 日まで

A 社における厚生年金保険の被保険者期間が昭和 48 年 3 月 8 日から昭和 53 年 1 月 26 日までの 58 か月間となっているが、給与からは 59 か月分の厚生年金保険料が控除されている。昭和 53 年 1 月分の厚生年金保険料も控除されているので、同年 1 月 31 日まで勤務していたはずである。

入社から退職までの給料支払明細書、給与所得の源泉徴収票等を提出するので、調査の上、請求期間の年金記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の A 社における厚生年金保険被保険者期間の月数は、オンライン記録によると 58 か月（期間は昭和 48 年 3 月 8 日から昭和 53 年 1 月 26 日まで）と記録されているところ、請求者から提出された給料支払明細書によると、請求者は 59 か月分の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されており、昭和 53 年 1 月分の給料支払明細書においても、厚生年金保険料を控除されていることが確認できる。

しかしながら、請求者に係る雇用保険の加入記録における離職年月日及び請求者から提出された昭和 53 年分の給与所得の源泉徴収票に記載された退職年月日はいずれも昭和 53 年 1 月 25 日であり、これらはオンライン記録における請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失年月日と符合している。

また、請求者が A 社から支払われた最後の給与の分であるとする上述の昭和 53 年 1 月分の給料支払明細書の「労働日数」欄には、「自 12 月 26 日 至 1 月 25 日」と記載がある上、事業主は、請求者の勤務状況等について、当時の資料はなく、当時の担当者も亡くなっているため、不明である旨回答していることから、昭和 53 年 1 月 26 日から同年 1 月 31 日までの期間に係る請求者の勤務状況等を確認することができない。

さらに、請求期間にA社において厚生年金保険被保険者記録を有しており連絡先が判明した同僚6名に照会し、3名から回答を得たが、回答のあった者の中に請求者を記憶している者はおらず、請求者の請求期間に係る勤務状況等について確認することはできなかった。

加えて、請求者と比較的近い時期に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した複数の同僚に係る雇用保険の離職年月日は、請求者と同様に、厚生年金保険の被保険者資格喪失年月日と符合していることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険の被保険者資格について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。